

自動化ゲート利用案内（TTP用）

法務省入国管理局

これは、トラステイド・トラベラー・プログラム（TTP）により自動化ゲートの利用を希望される外国人の方のための利用案内です。内容を十分読んで、御不明な点は、担当者にお尋ねください。

1 トラステイド・トラベラー・プログラム（TTP）とは

頻繁に我が国に入国する外国人であって、一定の要件を満たし「信頼できる渡航者」とあらかじめ認められた方について、自動化ゲートを利用し、上陸許可の証印を省略できるようにするとともに、同証印に代わる上陸許可の証明手段として「特定登録者カード」を交付するものです。

「特定登録者カード」を所持する方は、下記2の空港に設置された自動化ゲートを利用することができます。

2 自動化ゲートの設置場所

- 成田空港（第1PTB及び第2PTB）
（注）第3PTBには設置されていません。
- 羽田空港
- 中部空港
- 関西空港

3 自動化ゲート利用希望者登録

自動化ゲートの利用を希望する方は、あらかじめ指定された登録場所（以下「指定登録場所」という。）において、出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）及び出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「施行規則」という。）並びにこの利用案内に従って自動化ゲート利用希望者登録（以下「利用希望者登録」という。）を行い、特定登録者カードの交付を受ける必要があります。

なお、利用希望者登録を行っていただくと、自動化ゲートが設置されているいずれの空港においても自動化ゲートを利用することができます。

4 指定登録場所

[別紙リスト](#)に掲載されている場所

（注）受付時間は、場所によって異なりますので、[別紙リスト](#)を御確認ください。

5 利用希望者登録の要件

利用希望者登録を認められるためには、次の要件を満たす必要があります。

(1) 外国人（下記（2）を除く。）

ア 本邦に再び上陸するに当たり、商用、観光、親族訪問等の目的で本邦に短期間滞在しようとする者であること（注）。

（注）日本で報酬を受ける活動に従事する場合及び各国・地域ごとに査証免除により認められている滞在期間を超えて滞在する場合は、登録要件を満たしません（認められる期間は、インドネシア、タイ及びブルネイが「15日以内」、アラブ首長国連邦が「30日以内」、その他の国・地域が「90日以内」です。）。

（参考）中長期在留者の方

中長期在留者で自動化ゲートの利用を希望される方は、「自動化ゲート利用案内（在留している外国人用）」を御覧下さい。

イ 利用希望者登録を直接申請するため、又はオンライン申請後に二次審査を受けるために指定登録場所に出頭する日以前の1年間に日本の空港等において上陸許可（注）を受けた回数が2回以上あること。

（注）寄港地上陸許可、船舶観光上陸許可、通過上陸許可、乗員上陸許可、遭難上陸許可、緊急上陸許可及び一次庇護上陸許可は除きます。

ウ 過去に本邦からの退去を強制されたこと又は出国命令により出国したことがないこと。

エ 法令、国際約束又は日本国政府が外国政府に対して行った通告により、我が国が査証免除措置をとっている旅券（注）を所持していること。

（注）TTPの対象として法務大臣が告示をもって定める旅券の発行国・地域は以下のとおり（下記の国・地域が発行した旅券であっても、一部対象外のものがあります）。

アイスランド共和国、アイルランド、アメリカ合衆国、アラブ首長国連邦、アルゼンチン共和国、アンドラ公国、イスラエル国、イタリア共和国、インドネシア共和国、ウルグアイ東方共和国、エストニア共和国、エルサルバドル共和国、オーストラリア連邦、オーストリア共和国、オランダ王国、カナダ、キプロス共和国、ギリシャ共和国、グアテマラ共和国、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、クロアチア共和国、コスタリカ共和国、サンマリノ共和国、シンガポール共和国、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、スリナム共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、セルビア共和国、タイ王国、大韓民国、チェコ共和国、チュニジア共和国、チリ共和国、デンマーク王国、ドイツ連邦共和国、ドミニカ共和国、トルコ共和国、ニュージーランド、ノルウェー王国、バハマ国、バルバドス、ハンガリー、フィンランド共和国、フランス共和国、ブルガリア共和国、ブルネイ・ダルサラーム国、ベルギー王国、ポーランド共和国、ポルトガル共和国、ホンジュラス共和国、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マルタ共和国、マレーシア、メキシコ合衆国、モナコ公国、モーリシャス共和国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、リヒテン

シュタイン公国，ルクセンブルク大公国，ルーマニア，レソト王国，台湾，香港，マカオ

オ 次のいずれかに該当すること。

(ア) 利用希望者登録の申請の時点において、1年以上継続して次のいずれかの公私の機関の役員又は常勤の職員の地位にあり、かつ、当該申請後も引き続き当該地位にあることが予定される者であること。

- ① 我が国の政府若しくは地方公共団体又はこれらが主たる出資者となっている機関
- ② 上記エの国，地域若しくは行政区画の政府若しくは地方公共団体又はこれらが主たる出資者となっている機関
- ③ 国際機関
- ④ 我が国の金融商品取引所に上場されている株式を発行している株式会社又はその子会社
- ⑤ 金融商品取引所に類する取引所であって、上記エの国，地域又は行政区画に所在するものに上場されている株式を発行している株式会社
- ⑥ 我が国又は上記エの国，地域若しくは行政区画の法人であって、資本金の額又は出資の総額が5億円以上のもの

(イ) 我が国の政府及び地方公共団体若しくはこれらが主たる出資者となっている機関又は我が国の金融商品取引所に上場されている株式を発行している株式会社若しくはその子会社と業務上の関係を有する者であって、その業務に関し反復して本邦に上陸する必要がある者であることを理由として、当該機関又は当該会社から、その者に利用希望者登録を受けさせることについての要望がなされているものであること。

カ 日本国又は日本国以外の国の法令に違反して、罰金以上の刑又はこれに相当する刑に処せられたこと（執行猶予も含む。なお、政治犯罪により刑に処せられた場合を除く。）がないこと。

キ 出入国の公正な管理上特に不相当と認められる事情がないこと。

ク 電磁的方式により個人識別情報を提供していること。

ケ 当該登録の時に、上陸拒否事由（入管法第5条第1項各号）のいずれにも該当しないこと。

(2) 米国国土安全保障省税関・国境取締局（以下「CBP」という。）が実施するグローバル・エントリー・プログラム（以下「GEP」という。）に登録していることを前提に利用希望者登録を希望する米国人の方

GEPに登録していることを前提として、利用希望者登録を申請する米国人の方については、上記（1）の要件のうちエ及びオの要件に適合することを要しません。

6 利用希望者登録の手続

申請手続の流れについては、[別添の図解](#)を参考にしてください。

(1) 利用希望者登録申請

ア オンライン申請による場合

特定登録者情報システムのユーザ登録を行うことにより、オンラインにより申請することができます。

(ア) オンライン申請の手順

- ① T T P ウェブサイト (<http://www.immi-moj.go.jp/ttp2/index.html>) にアクセスし、特定登録者情報システムのユーザ情報登録を行います。
- ② ユーザ情報登録が終了すると、あなたの E メールアドレスに「ユーザ情報登録完了メール」が送信されます。
- ③ 「ユーザ情報登録完了メール」にて、あなたが特定登録者情報システムにログインするための仮パスワードをお知らせしますので、同メールの受信後 24 時間以内に特定登録者情報システムにログインし、仮パスワードを別のパスワードに変更してユーザ情報登録を完了してください。
- ④ ユーザ情報登録が完了しましたら、特定登録者情報システムにログインの上、「申請情報入力」を選択し、利用希望者登録申請を行います。申請は、必要事項の入力とともに、顔写真及び提出資料（写し）を所定の形式により送信することによって行います。不足資料があった場合、登録は認められませんので必要な資料を十分に確認の上送信してください。

(注) 申請終了後、入国カード情報事前入力画面が表示されます。利用希望者登録が終了しましたら必ず入国時に使用する入国カード情報を入力してください（入力内容の修正はいつでも可能です。）。

(イ) 必要書類（申請入力時に電子データを添付してください。）

a 外国人の方（bを除く。）

- ① 顔写真（申請前 3 か月以内に正面から撮影された無帽、無背景で鮮明なもの。JPEG 形式、10KByte 以上 1,536KByte 以下）
- ② 旅券（以下の部分の写しで鮮明なものを PDF 方式で添付してください。）
 - 表紙
 - 身分事項頁
 - インドネシア旅券又はアラブ首長国連邦旅券については「査証免除登録証」が貼付された頁
 - 英国 B N O (British National Overseas) 旅券所持者については香港 I D カード (Hongkong Identity Card) の番号が記載された頁の写し（又は香港 I D カードの写し）
- ③ 以下の資料（写しで鮮明なものを PDF 方式で添付してください。二次審査において原本を提出していただきます。日本語、英語以外の言語で作成されている場合には、必ず日本語又は英語の翻訳を添付してください。）
 - 上記 5（1）オ（ア）の要件に適合することを立証する場合
 - ・ あなたが所属する機関の在職証明書（申請前 3 か月以内に発行されたもので、在職期間又は入社年月日が確認できるもの。）（注）

(注) [参考様式 1](#) を参考に作成してください (様式は問いません。)

- あなたが所属する機関が上記 5 (1) オ (ア) ①～⑥のいずれかに該当することを証明する以下の資料

[上記 5 (1) オ (ア) ①又は②に該当する場合]

- 政府, 地方公共団体の場合は, 当該機関の沿革, 組織, 事業内容等が記載された資料 (当該機関が作成した案内書, ホームページや公刊物等における当該機関の沿革, 組織, 事業内容等が確認できる頁の写し等)

- 政府, 地方公共団体が主たる出資者となっている機関は, 出資関係を証する資料 (当該所属機関, 政府又は地方公共団体が作成した案内書, ホームページや公刊物等において出資を受けた事実が確認できる頁の写し等)

[上記 5 (1) オ (ア) ③に該当する場合]

- 所属する国際機関の沿革, 組織, 事業内容等が記載された資料 (当該国際機関が作成した案内書, ホームページや公刊物等において同機関の沿革, 組織, 事業内容等が確認できる頁の写し等)

[上記 5 (1) オ (ア) ④に該当する場合]

- 上場していることを証する資料 (所属する機関が上場する証券取引所のホームページで, 当該機関の上場事実を確認できる頁の写し等)

- 子会社の場合は, 親会社との関係を証する資料 (子会社である所属機関又は親会社が作成した案内書, ホームページや公刊物等において親・子会社関係が分かる頁の写し等)

[上記 5 (1) オ (ア) ⑤に該当する場合]

- 上場していることを証する資料 (所属する機関が上場する証券取引所のホームページで, 当該機関の上場事実を確認できる頁の写し等)

[上記 5 (1) オ (ア) ⑥に該当する場合]

- 所属する機関が資本金又は出資の総額が 5 億円以上であることを証する資料

- 上記 5 (1) オ (イ) の要件に適合することを立証する場合

- 上記 5 (1) オ (イ) の要望をしている機関から発行された, あなたに利用希望者登録を受けさせることについての要望がなされていることを証する証明書 (申請前 3 か月以内に発行されたもの) (注)

(注) [参考様式 2](#) を参考にして作成してください (様式は問いません。)

b G E P への登録を前提として T T P への登録を希望する米国人の方

① 顔写真 (申請前 3 か月以内に正面から撮影された無帽, 無背景で鮮明なもの。JPEG 形式, 10KByte 以上 1,536KByte 以下)

② 旅券 (以下の部分の写しで鮮明なものを PDF 方式で添付してください。)

○ 表紙

○ 身分事項頁

③ 申告書（別記第13号様式）の写し（鮮明なものをPDF方式で添付してください。）

（注）なお、GEPへの登録を前提としてTTPへの登録を希望する米国人の方については、入国管理局から、CBPに対して、あなたのGEP登録の有無を照会します。

イ 直接申請による場合

指定登録場所に直接出頭して申請をすることができます。

（ア）直接申請の手順

① 申請書（「自動化ゲート利用希望者登録申請書（特定登録者カード交付用）」又は「自動化ゲート利用希望者登録申請書（グローバル・エントリー・プログラム登録者専用）」）及び提出資料（原本）を直接指定登録場所に提出していただきます（注）。

なお、直接申請の場合は、以下の点について留意願います。

○ 申請の際には、必ず事前にインターネットに接続できる環境と当局との連絡可能なEメールアドレスを用意してください。利用希望者登録後も入国時に使用する入国カードの記載事項について特定登録者情報システムにより事前入力していただく必要があります。

○ 申請受付後の当局からの連絡はEメール及び特定登録者情報システムを通して行います。

○ 直接申請の場合、特定登録者情報システムの入力は、当局職員が行うため、当局からの入力完了の通知メールを受信するまでは、同システムにはログインしないで下さい（直接申請後に、登録申請者が別途特定登録者情報システムに申請情報を入力すると、当局職員による直接申請に係る登録ができなくなります。）。

○ 登録後も入国時に使用する入国カードの記載事項について特定登録者情報システムにより事前入力していただく必要がありますので、申請の際には、必ず事前にインターネットに接続できる環境と当局との連絡が可能なEメールアドレスを用意しておいてください。申請受付の際に、連絡先Eメールアドレス、特定登録者情報システムにログインするためのユーザアカウント及びパスワードを指定していただきます。

（注）提出書類に不備があった場合には申請を受け付けることができません。

② 当局による受付作業が終了すると、申請時にあなたの指定したEメールアドレスに「申請登録完了メール」が届きますので、申請受付の際にあなたが指定したユーザアカウント及びパスワードを使用して特定登録者情報システムにログインし、申請内容を確認してください。

（イ）必要書類

a 外国人の方（bを除く。）

① 自動化ゲート利用希望者登録申請書（特定登録者カード交付用） 1通

- ② 申告書（別記第12号様式） 1通
- ③ 旅券 提示
- ④ 旅券（以下の部分の写しで鮮明なもの） 各1部
- 表紙
 - 身分事項頁
 - インドネシア旅券又はアラブ首長国連邦旅券については「査証免除登録証」が貼付されている頁
 - 英国BNO (British National Overseas) 旅券所持者については、香港IDカード (Hong Kong Identity Card) 番号が記載された頁の写し（又は香港IDカードの写し）
- ⑤ 顔写真（申請前3か月以内に正面から撮影された無帽，無背景で鮮明なもの。縦4センチ×横3センチ） 1葉
- ⑥ 以下の資料（必ず原本をお持ちください。日本語，英語以外の言語で作成されている場合には，必ず日本語又は英語の翻訳を添付してください。）
- 上記5（1）オ（ア）の要件に適合することを立証する場合
 - ・ あなたが所属する機関の在職証明書（申請前3か月以内に発行されたもので在職期間又は入社年月日が確認できるもの。） 1部
 - ・ あなたが所属する機関が上記5（1）オ（ア）①～⑥のいずれかに該当することを証明する以下の資料（注） 1部

（注）[参考様式1](#)を参考に作成してください（様式は問いません）。

[上記5（1）オ（ア）①又は②に該当する場合]

 - ・ 政府，地方公共団体の場合は，当該機関の沿革，組織，事業内容等が記載された資料（当該機関が作成した案内書，ホームページや公刊物等における当該機関の沿革，組織，事業内容等が確認できる頁の写し等）
 - ・ 政府，地方公共団体が主たる出資者となっている機関は，出資関係を証する資料（当該所属機関，政府又は地方公共団体が作成した案内書，ホームページや公刊物等において出資を受けた事実が確認できる頁の写し等）

[上記5（1）オ（ア）③に該当する場合]

 - ・ 所属する国際機関の沿革，組織，事業内容等が記載された資料（当該国際機関が作成した案内書，ホームページや公刊物等において同機関の沿革，組織，事業内容等が確認できる頁の写し等）

[上記5（1）オ（ア）④に該当する場合]

 - ・ 上場していることを証する資料（所属する機関が上場する証券取引所のホームページで，当該機関の上場事実を確認できる頁の写し等）
 - ・ 子会社の場合は，親会社との関係を証する資料（子会社である所属機関又は親会社が作成した案内書，ホームページや公刊物等において親・子会社関係が分かる頁の写し等）

[上記5 (1) オ (ア) ⑤に該当する場合]

- ・ 上場していることを証する資料 (所属する機関が上場する証券取引所のホームページで、当該機関の上場事実を確認できる頁の写し等)

[上記5 (1) オ (ア) ⑥に該当する場合]

- ・ 所属する機関が資本金又は出資の総額が5億円以上であることを証する資料

○ 上記5 (1) オ (イ) の要件に適合することを立証する場合

- ・ 上記5 (1) オ (イ) の要望をしている機関から発行された、あなたに利用希望者登録を受けさせることについての要望がなされていることを証する証明書 (申請前3か月以内に発行されたもの) (注)

(注) [参考様式2](#)を参考にして作成してください (様式は問いませ

ん)。b GEPへの登録を前提としてTTPへの登録を希望する米国人の方

- | | |
|---|-----|
| ① 自動化ゲート利用希望者登録申請書 (グローバル・エントリー・プログラム登録者専用) | 1通 |
| ② 申告書 (別記第12号様式) | 1通 |
| ③ 申告書 (別記第13号様式) | 1通 |
| ④ 顔写真 (申請前3か月以内に正面から撮影された無帽、無背景で鮮明なもの。縦4センチ×横3センチ) | 1葉 |
| ⑤ 旅券 (以下の部分の写しで鮮明なもの) | 各1部 |
| ○ 表紙 | |
| ○ 身分事項頁 | |

(注) 入国管理局から、CBPに対して、あなたのGEP登録の有無を照会します。

(2) 利用希望者登録申請後の手続

ア 利用希望者登録申請が完了すると「申請登録完了メール」があなたのEメールアドレスに送信されます。また、申請状況については特定登録者情報システムの「申請状況確認」画面において確認することができます。

なお、申請を取り下げる場合も、特定登録者情報システムの取下面面から行います。

イ 入国管理局による一次審査が終了しましたら、あなたのEメールアドレスに「一次審査完了メール」が送信されますので内容を御確認ください。文面については以下の2種類となります。

(ア) 一次審査通過の場合

「一次審査が完了しました。本メールを受け取ってから、6か月以内に申請書類の原本を持参し、日本の入国管理局の登録窓口において、登録手続を継続ください。」

(イ) 登録が認められない場合

「一次審査結果：登録不可」

(注) 登録のための必要な要件を満たしていない場合や必要な資料の提出がなされていない場合には登録が認められません。

再度申請する場合には、必要な資料の添付がなされているかなどを御確認ください。

※ 具体的な登録不可の理由については、特定登録者情報システムの「申請状況確認」画面の「一次審査結果」から確認することができます。

ウ 一次審査通過のメールを受け取りましたら、6か月以内に指定登録場所に提出資料の原本（顔写真を除く）を持参し、二次審査を受けてください。また、二次審査の時点において過去1年以内に2回（来庁時の入国歴を含む）以上の来日歴がない場合には登録することができないほか、一次審査において提出された顔写真が規格外のものである場合には、二次審査において再度顔写真の提出を求めます。

なお、二次審査においては、顔写真及び指紋を提供していただきます。

エ 二次審査の結果、登録が認められた場合には、その場で自動化ゲート利用希望者登録をするとともに、特定登録者カードを交付します。

特定登録者カード発行の手数料として、2,200円分の収入印紙を手数料納付書に貼付の上、提出していただきます（収入印紙は郵便局、コンビニエンスストア等で購入できます。また、手数料納付書の用紙は指定登録場所に備えてあります。）。

なお、各空港出国審査場内の指定登録場所で手続を行う場合、一旦出国審査場に入った後は、収入印紙販売場所に戻って収入印紙を購入することができませんので、御留意下さい。また、出国審査場内には収入印紙を購入することができる場所はありません。

オ 特定登録者カードが交付されます。有効期間はカードの交付の日から3年又は旅券の有効期間満了の日のいずれか早い日までになります。

カ 特定登録者カードの交付を受けましたら、その後の出国時から自動化ゲートを使用することができます。

(注) 手続の流れについては[別添の図解](#)を参考にしてください。

7 利用希望者登録申請に当たっての留意事項

(1) 代理人による申請はできません。

(2) 旅券に登録完了印を押印する余白がない場合は、新しい旅券の取得後に二次審査を受けて下さい。

(3) 旅券に併記されている方は利用希望者登録ができません。

自動化ゲート利用時は、旅券の番号で登録された方を検索しますが、自分だけの旅券がなく、親族の旅券に自分の名前が併記されている方は、固有の旅券の番号がないため、登録ができません。併記旅券の名義人御本人が登録される場合は、登録された方がお一人で自動化ゲートを利用する場合に限り可能となります。

(4) 両手の指紋を提供できない場合は利用希望者登録をすることはできません。

自動化ゲート利用時は、両手の指の指紋で登録された方との同一人性を確認（認証）しますが、片手の全指が欠損しているなど、一方の手についていずれの指の指紋も提供ができない場合は、十分な認証ができないため登録できません。

ひとさし指の指紋の提供が不可能な方は、中指、薬指、小指、おや指の順番でいずれかの提供可能な指の指紋を提供してください。

なお、提供不可能な理由が一時的な怪我であっても、自動化ゲートの利用には、登録した指紋と同じ指の指紋で認証を受ける必要がありますので、ひとさし指以外の指の指紋を提供された方は御注意ください。

(5) 自動化ゲート利用時にお一人で指紋の提供又は機械の操作ができない方は利用できません。

セキュリティ上問題があるため、自動化ゲートを一度に2人以上が通過することはできません。したがって、お一人では指紋の提供ができない方は利用できません。

(6) お子さんについては、指紋の登録あるいは自動化ゲートでの認証ができない場合があります。

利用に年齢制限はありませんが、自動化ゲート利用時にお一人で指紋の提供又は機械の操作ができない方は利用できません。

(7) 利用希望者登録時に提供のあった指紋を含む情報は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に規定する個人情報として取り扱われ、同法に基づいて可能な範囲を超えて利用又は提供されることはありません。

(8) 重国籍者の場合、上記5（1）エの要件を満たすいずれかひとつの国・地域の旅券による登録しかできません（特定登録者カードの二重所持はできません）。

(9) 過去にTTP利用希望者登録を行ったことがある方が同一の旅券で再申請しようとする場合には、特定登録者情報システムにログインし、前回申請を取り下げるための入力が必要となります。

8 自動化ゲートの利用方法

(1) 上陸審査手続の場合

ア 自動化ゲートの手前に旅券読取装置があります。画面の案内に従って、まず、旅券の身分事項ページ（顔写真が貼ってあるページ）を開き、旅券読取装置にかざしてください。又は登録済みスタンプの近くにあるQRコードが貼付されたページを開き、QRコードを利用者登録証読取装置にかざしてください。

イ 次に、画面の案内に従って、特定登録者カードを旅券読取装置の横に設置されているプリンタに挿入します。

ウ 続いて、画面にあなたが特定登録者情報システムの入国カード情報事前登録画面により事前に入力した入国カード情報が表示されますので、修正する場合は修正箇所をタッチして修正してください。修正する必要がない場合は「確認」ボタンを押してください（注）。

エ 最後に、画面の案内に従って、登録した2本の指の指紋を指紋読取装置に置き、軽く押して提供してください。また、この後顔写真を撮影しますので、カメラの方向を向ってください。

オ これらの認証が終わりましたら、裏面に追記がされた特定登録者カードがプリンタから排出されますのでお受け取りください。続いてゲートが開きますのでそのまま通過してください。これで手続は終了です。

(注) 特定登録者情報システムの入国カード情報事前入力画面で事前に入国カード情報を入力していただいていない場合、自動化ゲートで全ての項目を入力する必要が生じますので、来日前に必ず事前入力していただきますよう御協力願います。

なお、入国カード情報については、特定登録者情報システムの入国カード情報事前入力画面においても自動化ゲートにおいても修正することが可能です。

(2) 出国審査手続の場合

ア 自動化ゲートの手前に旅券読取装置があります。画面の案内に従って、まず、旅券の身分事項ページ（顔写真が貼ってあるページ）を開き、旅券読取装置にかざしてください。又は登録済みスタンプの近くにあるQRコードが貼付された頁を開き、QRコードを利用者登録証読取装置にかざして下さい。

イ 次に、画面の案内に従って、特定登録者カードをカードリーダーの上に置いてください。

ウ 最後に、画面の案内に従って、登録した2本の指の指紋を指紋読取装置に置き、軽く押して提供してください。

エ これらの認証が終わりましたら、画面の表示に従い、特定登録者カードを受け取ってください。続いてゲートが開きますのでそのまま通過してください。これで手続は終了です。

9 自動化ゲートの利用に当たっての留意事項

- 特定登録者カードを携帯していない場合は、自動化ゲートは利用できませんので、一般の出入国審査ブースを利用してください。
- 査証免除措置により滞在できる期間が30日以内又は15日以内とされている国、地域又は行政区画の旅券を所持する方につきましては、別途「短期滞在（90日）」の査証を所持していたとしても、自動化ゲートを通じた場合には、それぞれ「短期滞在（30日）」又は「短期滞在（15日）」で上陸が許可されることとなります。査証を使用の上陸申請を希望する場合には一般の入国審査ブースを利用してください。
- 上陸審査において自動化ゲートを利用した場合は、特定登録者カードに入国記録が追記されますので、旅券に上陸の証印は押されません。
- 出国審査においても、申出がない限り旅券に出国の証印は押されませんので、証

印が必要な方は、その場で証印を押すよう職員に申し出てください。

○ 自動化ゲートを利用した場合、後日に証印を受けることはできませんので、出入国の記録が必要になった場合は、法務省に対して個人情報の開示請求（注）を行っていただく必要があります。

なお、その手続には相当の期間を必要とします。

開示請求は、法務省ホームページ (www.moj.go.jp/DISCLOSE/disclose05-05.html)でも御案内しています。

(注)開示請求先

法務省大臣官房秘書課個人情報保護係

住 所： 〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1

電 話： 03-3580-4111（内線）2034

受 付： 午前9時30分から正午、午後1時から午後5時（土日祝祭日を除く。）

○ 入国後、在留資格変更許可を受け、中長期在留者となった場合には、TTPに基づく自動化ゲートの利用ができなくなります。この場合には、再入国許可を受けた者として自動化ゲートの利用を申請してください。

○ 乾燥、汗又は傷といった指の状態によっては、指紋が認証できないことがあります。

10 特定登録者カードの再交付、書換え

(1) 特定登録者カードの再交付

ア 再交付を受けられる場合

以下の場合に特定登録者カードの再交付を受けることができます。

(ア) 紛失、盗難、滅失その他の事由により特定登録者カードの所持を失ったとき。

(イ) 特定登録者カードが著しく毀損し、若しくは汚損し、又はICカード内の記録が毀損したとき。

イ 必要書類

- | | |
|---|----|
| ① 旅券 | 提示 |
| ② 特定登録者カード再交付申請書 | 1通 |
| ③ 顔写真（申請前3か月以内に正面から撮影された無帽、無背景で鮮明なもの。縦4センチ×横3センチ） | 1葉 |
| ④ 次のいずれかの資料 | |
| ・ 特定登録者カードの所持を失ったことを証明する文書 | 1通 |
| ・ 毀損、汚損又はICカード内の記録が毀損した特定登録者カード | 1枚 |

ウ 受付場所

各指定登録場所にて受け付けます。

エ 手数料

再交付の際には手数料として1,100円分の収入印紙を手数料納付書に貼付し、提出していただきます（収入印紙は郵便局、コンビニエンスストア等で購入

できます。また、手数料納付書の用紙は指定登録場所に備えてあります。)

なお、各空港出国審査場内の指定登録場所で手続を行う場合、一旦出国審査場に入った後は、収入印紙販売場所に戻って収入印紙を購入することができませんので、御留意ください。また、出国審査場内には収入印紙を購入することができる場所はありません。

オ 留意事項

代理人による申請はできません。

(2) 特定登録者カードの書換え

特定登録者カードの裏面に十分な余白がなくなった場合（裏面に上陸許可の記録が15行記載された場合）には、各指定登録場所において新しい特定登録者カードへの書換えを受けることができます。

なお、書換え時期については自動化ゲートでの手続時に画面でもお知らせしますので、その場で新しい特定登録者カードに書換えを受けることもできます。

書換えについては手数料は必要ありません。

1.1 利用希望者登録の抹消の手続

利用希望者登録の抹消を希望される方は、[自動化ゲート利用希望者登録抹消申出書](#)を記入の上、交付を受けている特定登録者カードを添えて上記指定登録場所に提出してください。郵送していただくこともできます（郵送する際には、封筒に「自動化ゲート利用希望者登録抹消申出書在中」と朱書きして利用希望者登録をされた場所宛てに送付してください。）。登録は抹消され、提供された顔写真情報及び指紋情報も消去されます。

[郵送の場合の宛先]

〒 108-8255 東京都港区港南 5-5-30

東京入国管理局審査管理部門

〒 455-8601 愛知県名古屋市港区正保町 5-18

名古屋入国管理局審査管理部門

〒 559-0034 大阪府大阪市住之江区南港北 1-29-53

大阪入国管理局審査管理部門

〒 282-0004 千葉県成田市古込字古込 1-1 成田国際空港第2旅客ターミナルビル6階

東京入国管理局成田空港支局審査管理部門

〒 144-0041 東京都大田区羽田空港 2-6-4 羽田空港C I Q棟

東京入国管理局羽田空港支局審査管理部門

〒 479-0881 愛知県常滑市セントレア 1-1 C I Q棟内

名古屋入国管理局中部空港支局審査管理部門

〒 549-0011 大阪府泉南郡田尻町泉州空港中1番地

大阪入国管理局関西空港支局審査管理部門

12 自動化ゲート利用希望者登録の抹消等に関する留意事項

- (1) 代理人による抹消の申出は認められません。
- (2) 自動化ゲートの登録期限を過ぎると、自動化ゲートの利用ができなくなります。
- (3) 自動化ゲートの登録期限までに、入管法第5条に定める上陸拒否事由に該当することとなった場合や上記5の要件を満たさなくなった場合、紛失や盗難などにより登録した旅券の失効が判明した場合なども自動化ゲートの利用ができなくなります。
特定登録者カードの有効期限内に紛失した旅券が見つかったような場合でも、自動化ゲートの利用はできませんので、御注意ください。

(以 上)